

「逗子市事業系一般廃棄物等の持込み処理手数料の
改定について」(案)

はじめに

逗子市では、平成 23 年 5 月に逗子市廃棄物減量等推進審議会から「事業系廃棄物の収集・処理のあり方及び処理手数料等の適正化について」の答申を受け、平成 24 年 4 月から事業系ごみ処理の方法を見直しました。

見直しの主な内容は、次のとおりです。

○事業者責任による廃棄物処理原則の徹底

事業系一般廃棄物（ごみ）は、市では収集・運搬しないことを原則とし、従量制手数料制度を廃止し、事業者は自らあるいは一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託して市の処理施設に搬入し、処理することとしました。ただし、少量排出事業所は家庭ごみの家庭系ごみ集積所に排出することができることとしました。

○市の施設へ直接搬入する場合の手数料の見直し

従量制手数料制度を廃止し、自分で直接、市の処理施設に搬入する場合の手数料を、10kg あたり 150 円としました。

しかしながら、その後逗子市では、平成 26 年度からごみ焼却残渣の全量外部委託資源化、平成 27 年 10 月から家庭ごみ処理有料化及びごみ分別の細分化に伴う植木剪定枝の外部資源化等を行うなどごみ処理に大きな状況変化が生じてきています。また、それに伴い処理費用も増加してきており、事業系一般廃棄物等の持込み処理手数料の見直しを行う時期に来ているものと考えます。

1 事業系一般廃棄物処理手数料の費用負担の現状について

平成 23 年 5 月での「事業系廃棄物の収集・処理のあり方及び処理手数料等の適正化について」の答申では、「最終処分を含む処理原価及びその見込み額を基に手数料を設定すべきと考えます。ただし、現行制度、負担の程度、近隣自治体の手数料などを考慮して当面は近隣自治体並みの額に改定するなど段階的な適用についても配慮する必要があるものと思われます。その際は、処理原価等から一定割合を減じた額を手数料とすることとなりますが、将来的には処理原価等に合わせた手数料とすることを目指し、その根拠となる積算については一定の間隔で常に見直しを行うこととすべきです。」と答申しています。

ごみ処理経費及びごみ処理原価について、その推移をみると表－1 及び表－2 に示すとおりとなっています。

事業系一般廃棄物等の持込み処理手数料は、15 円/kg（1 t 当たり 15,000 円）であり、平成 26 年度ごみ処理原価の 43%相当となっており、ごみ処理原価と隔たりが生じてきています。

また、県内市町村における事業系一般廃棄物の処理手数料は、表－３に示すとおり 1 t 当たり 12,000 円から 25,000 円の範囲にあります。逗子市は、県内では低い料金設定となっています。

近隣の鎌倉市、葉山町はそれぞれ 1 t 当たり 21,000 円、25,000 円となっており、近隣自治体よりもかなり低い料金となっています。

他市町村の手数料の設定根拠（方法）としては、「中間・最終処分処理単価相当額」を基本として、同等額（100％）か一定額を減額し設定している状況が多く見受けられます。

表－１ ごみ処理経費の推移

項目/年度		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
A. ごみ処理量（t/年）		18,256	18,663	18,576	18,452	17,049	17,108	19,879
処理費用（千円）	a. 収集運搬費	406,376	356,165	354,949	344,313	313,896	319,578	333,845
	b. 中間処理費	454,252	436,767	546,402	532,091	656,644	592,879	533,663
	c. 最終処分費	14,450	13,721	10,036	10,805	11,740	17,778	157,464
	d. 処理及び維持管理費計（a+b+c）	875,078	806,653	911,387	887,209	982,280	930,235	1,024,972
	e. 中間処理費及び最終処分費計（b+c）	468,702	450,488	556,438	542,896	668,384	610,657	691,127

（注）A. ごみ処理量には、委託資源回収量及び集団回収量を含まない。平成26年度は鎌倉委託処理含む。

表－２ ごみ処理原価（中間処理及び最終処分費）

項目/年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
中間処理及び最終処分費用 （e/A）（円/t）	25,674	24,138	29,955	29,422	39,204	35,694	34,767

表－３ 県内における事業系一般廃棄物処理手数料と料金設定根拠

市町村	事業系一般 廃棄物処理 料金(円/t)	処理料金設定根拠
逗子市	15,000	
横浜市	13,000	中間・最終処分処理単価相当額
川崎市	12,000	処理処分原価に対して、近隣都市の料額との均衡を勘案した受益者負担率を設定し算出(処理原価の3分の2程度を事業者の負担率として設定)
相模原市	18,000	焼却、最終処分等に係る処理単価相当額
横須賀市	15,000	中間処理単価相当額及び近隣市町村を参考
平塚市	22,000	中間・最終処分処理単価相当額
鎌倉市	21,000	焼却処理にかかる費用の2/3相当
藤沢市	20,000	ごみ処理費用の約75%
小田原市	25,000	収集経費を含むごみ処理経費とごみの量から算出した単価相当額
茅ヶ崎市	20,000	近隣市町村の料金設定を参考
三浦市	15,000	(中間・最終処分処理単価相当額+収集単価相当額)×50%
秦野市	19,000	秦野市伊勢原市環境衛生組合にて設定
厚木市	25,000	
大和市	20,000	処理処分単価相当額
伊勢原市	19,000	
海老名市	25,000	
座間市	25,000	
南足柄市	24,000	周辺市町村との比較
綾瀬市	25,000	中間・最終処分処理単価相当額、高座条例による。
葉山町	25,000	
寒川町	20,000	近隣市町村の料金設定を参考にしている
大磯町	25,000	ごみ処理広域化に伴い平塚市と均等化を図り設定
二宮町	25,000	
中井町	25,000	
大井町	25,000	
松田町	25,000	足柄東部清掃組合廃棄物処理手数料条例
山北町	21,000	
開成町	21,000	一部事務組合の手数料条例による
箱根町	10,000	(粗大ごみ処理施設搬入物)
真鶴町	20,000	
湯河原町	20,000	中間・最終処分処理単価相当額
愛川町	25,000	厚木市と同額の単価 ※本町区域から排出される可燃ごみについては厚木市に事務委託し焼却処分していることから、事業系一般廃棄物処理手数料についても、厚木市と同額の単価としている。
清川村	右記参照	(有料処理券:45L袋-150円、90L袋-300円)

資料:神奈川県平成27年度一般廃棄物処理事業基礎データ調査及びアンケート調査による

2 逗子市における事業系一般廃棄物等の持込み処理手数料の設定について

県内の各自治体の設定条件の例では、処理原価の $1/2$ ～相当額まで幅がありますが、近隣の鎌倉市では $2/3$ 相当、藤沢市は **75%** としています。基本的には原価相当額が基準となるべきものですが、大きな値上げは事業者を圧迫することが考えられることから、当面は近隣自治体並みとして鎌倉市の 21,000 円/t から葉山町の **25,000 円/t** の範囲での設定とし、段階的に一定の間隔で処理原価相当額までの見直しを行っていくことが適当と考えられます。